

## 合志市広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、合志市広告掲載要綱（平成19年合志市告示第27号）第3条に規定する広告掲載の適否を判断する基準として、必要な事項を定める。

(基本的な考え方)

第2条 合志市の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度が高く、かつ公序良俗に反せず市民に不利益を与えない中立性のある情報でなければならない。また、広告の内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

(広告掲載の基準)

第3条 以下に該当する広告は、広告媒体に掲載しないものとする。

(1) 前条の基本的な考え方に照らして適当でないもの

ア 選挙、政党・政治団体等、政治活動に関連するもの

イ 人権侵害、差別、名誉き損のおそれがあるもの

ウ 個人、団体等の意見広告及び名刺広告

エ 社会問題についての主義主張や係争中の声明広告

オ 国内世論が大きく分かれているもの

カ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの

キ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不快を与えたりするおそれのあるもの

(2) 青少年保護、取引の安全の観点から適切でない業種、事業者の広告

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業、風俗関連営業及び熊本県少年保護育成条例（昭和46年条例第30号）で規制される営業行為等

イ 風俗営業類似の業種

ウ 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業（消費者金融）

エ 商品先物取引

オ 法律の定めのない医療類似行為を行うもの

(3) 法令等に違反するもの

ア 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第4条第1項各2号に規定する表示に該当すると認められる広告

イ 薬事法（昭和35年法律第145号）第66条各項に規定する表示に該当すると認められる広告

(4) 社会的な観点から適切でないもの

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団その他反社会的団体及び特殊結社団体などその構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する広告

イ 性差別、性別による固定的な役割分担又は暴力的行為を助長する表現及び著しく性的感情を刺激する表現である広告

ウ 都道府県知事又は市の許認可を受けていない、届け出をしていないなど、各種手続を行っていない社会福祉施設等の広告

エ 文部科学省・都道府県の認可を受けていない学校、専修学校及び各種学校の広告（ただし、国などの公的機関の助成制度などの適用を受けている団体は除く。）

オ たばこに関する広告

カ 調査会社・探偵事務所等の広告

(5) 消費者保護の観点から適切でないもの

ア マルチ商法、催眠商法等、悪質商法とみなされるもの

イ 将来の利益を誇示したり、元本保証と認識させるような投資信託等の経済行為に関する広告

ウ エステティックサロン、美顔、痩身、脱毛、植毛、美容整形など、医療法上の診療科目以外の施術、役務サービス業の広告

エ 法で定められた医業類似行為（あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復）以外の広告

(6) その他掲載を不可とするもの

ア 著作権、肖像権の侵害にあたるもの

イ 人材募集広告（公的機関によるものを除く）

ウ 社会問題を起こしている業種や事業者

エ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による再生・更生手続中で、再生・更生計画について認可決定されていない事業者

オ 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの

カ あたかも本市が推奨しているような表現のもの

キ 広告媒体の、画面構成、主要使用目的等を著しく損なうおそれがあると認められるもの

（表現内容等留意事項）

第 4 条 具体的な表示内容等については、掲載の都度、次の各項目について検討し判断することとする。

（1）消費者被害未然・拡大防止の観点から次の点に留意し、適切でないものは掲載しない。

ア 誇大な表現（誇大広告）、根拠のない表示及び誤認を招くような表現は禁止する。

例：「世界一」「一番安い」等の表現を使用するときは、根拠となる資料を要する

イ 射幸心を著しくあおる表現は禁止する。

例：「今が・これが最後のチャンス」等

（2）青少年保護の観点から、次のいずれかに該当するものは掲載しない。

ただし、告知広告における裸体等で出品作品の一例として提出するものは、その都度適否を検討する。

ア 一般的告知広告における裸体姿等

イ 広告する商品等とは無関係に、単に目立たせるための裸体姿等必然性のないもの

ウ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現

エ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現

（3）語学教室等

ア 安易さや授業料・受講料の安価さを強調するような表現は使用しない。

例：一か月で確実にマスターできる 等

（4）学習塾・予備校等（専門学校を含む。）

ア 合格率など実績を載せる場合は、実績年もあわせて表示し根拠を明確にする。

(5) 外国大学の日本校

ア 下記の趣旨を明確に表示すること。

「この大学は、日本の学校教育法に定める大学ではありません。」

(6) 資格講座

ア 民間の講習業者が「労務管理士」などの名称で資格講座を設け、それがあたかも国家資格であり、各企業は労務管理士を置かなければならないという誤解を招くような表現は使用しない。下記の趣旨を明確に表示すること。

例：「この資格は国家資格ではありません。」

イ 「行政書士講座」などの講座には、その講座だけで国家資格が取れるというような紛らわしい表現は使用しない。下記の趣旨を明確に表示すること。

「資格取得には、別に国家試験を受ける必要があります。」

ウ 資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。

エ 受験費用がすべて公的給付でまかなえるかのように誤認される表示はしない。

(7) 病院、診療所、助産所

ア 医療法（昭和23年法律第205号）第69条又は第71条の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。

イ 提供する医療の内容が他の医療機関等と比較して優良である旨を広告してはならない。

ウ 提供する医療の内容に関して虚偽又は誇大な広告を行ってはならない。

エ 広告する治療方法について、疾病等が完全に治癒される旨等その効果を推測的に述べることはできない。

オ 写真については、病院の全景や当該医療機関が保有している医療設備、機器の写真等、医療に密接に関わるものは広告できない。

カ マークを用いることはできるが、そのマークが示す内容を文字等により併せて表記しなければならない。赤十字のマークや名称は自由に用いることができない。

キ 不明な点は、事業所所在地を所管する地方自治体の医務薬事担当課に確認すること。

(8) 施術所（あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復）

ア あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）第 7 条又は柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）第 24 条の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。

イ 施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項は広告できない。

ウ 法定の施術所以外の医療類似行為を行う施設（整体院、カイロプラクティック、エステティック等）の広告は掲載できないため、業務内容の確認は必ず行う。

エ 不明な点は、事業所所在地を所管する地方自治体の医務薬事担当課に確認すること。

(9) 薬局、薬店、医薬品、医療部外品、化粧品、医療器具（健康器具、コンタクトレンズ等）

ア 広告を掲載する業者が、事業所所在地を所管する地方自治体の医務薬事担当課で広告内容についての了解を得ること。

(10) いわゆる健康食品、保健機能食品、特別用途食品

ア 広告を掲載する業者が、事業所所在地を所管する地方自治体の医務薬事担当課で広告内容についての了解を得ること。

(11) 介護保険法に規定するサービス・その他高齢者福祉サービス等

ア サービス全般（老人保健施設を除く）

介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し、誤解を招く表現を用いないこと。広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。

その他、サービスを利用するに当たって、有利であると誤解を招くような表示はできない。

例： 合志市事業受託事業者 等

イ 有料老人ホーム

前項に規定するものの他、厚生労働省「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」に規定する事項を遵守し、同指針別表「有料老人ホームの類型及び表示事項」の各類型の表示事項はすべて表示すること。所管都道府県の指導に基づいたものであること。公正取引委員会が不当景品類及び不当表示防止法

第4条第1項第3号の規定に基づき策定した「有料老人ホーム等に関する不当な表示」に規定した表示は掲載できない。

ウ 有料老人ホーム等の紹介業

広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。その他利用に当たって有利であると誤解を招くような表示はできない。

(12) 不動産事業

ア 不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号、認可免許証番号等を明記する。

イ 不動産売買や賃貸の広告の場合は、取引態様、物件所在地、面積、建築年月日、価格、賃料、取引条件の有効期限を明記する。

ウ 「不動産の表示に関する公正競争規約」による表示規制に従う。

エ 契約を急がせる表示は掲載しない。

例： 早い者勝ち、残り戸数あとわずか 等

(13) 弁護士・税理士・公認会計士等

ア 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。

(14) 旅行業

ア 登録番号、所在地、補償の内容を明記する。

イ 不当表示に注意する。

例： 白夜でない時期の「白夜旅行」、行程にない場所の写真 等

(15) 通信販売業

ア 返品等に関する規定が明確に表示されていること。

(16) 雑誌・週刊誌等

ア 適正な品位を保った広告であること。

イ 見出しや写真の性的表現などは、青少年保護等の点で適正なものであること。

ウ 性犯罪を誘発・助長するような表現（文言、写真）がないものであること。

エ 犯罪被害者（特に性犯罪や殺人事件の被害者）の人権・プライバシーを不当に侵害するような表現がないものであること。

オ タレントなど有名人の個人行動に関しても、プライバシーを尊重し節度を持った配慮のある表現であること。

カ 犯罪事実の報道の見出しについて、残虐な言葉や扇情的な言い回しを避け、不快の念を与えないものであること。

キ 未成年、心神喪失者などの犯罪に関連した広告では、氏名及び写真は原則として表示しない。

ク 公の秩序や善良な風俗に反する表現のないものであること。

(17) 映画・興行等

ア 暴力、とばく、麻薬及び売春などの行為を容認するような内容のものは、掲載しない。

イ 性に関する表現で、扇情的、露骨及びわいせつなものは掲載しない。

ウ いたずらに好奇心に訴えるものは掲載しない。

エ 内容を極端にゆがめたり、一部分を誇張した表現等は使用しない。

オ 衝撃的なデザインは使用しない。

カ その他青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは掲載しない。

キ 年齢制限等、一部規制を受けるものはその内容を表示する。

(18) 占い・運勢判断

ア 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業内容等に限定する。

イ 占いや運勢判断に関する出版物は、その都度判断する。

ウ 料金や販売について明示する。

(19) 結婚相談所・交際紹介業

ア 結婚情報サービス協議会に加盟していること(加盟証明が必要)を明記する。

イ 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業内容等に限定する。

(20) 労働組合等一定の社会的立場と主張を持った組織

ア 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業内容等に限定する。

イ 出版物の広告は、主張の展開及び他の団体に対して言及(批判、中傷等)するものは掲載しない。

(21) 質屋・チケット等再販売業

ア 個々の相場、金額等の表示はしない。

例：〇〇〇のバッグ 50,000 円、航空券 東京熊本 15,000 円 等

イ 有利さを誤認させるような表示はしない。

(22) トランクルーム及び貸し収納業者

ア 「トランクルーム」は国土交通省の規制に基づく適正業者（マル適マーク付き）であることが必要。

イ 「貸し収納業者」は会社名以外に「トランクルーム」の名称は使用しない。また、下記の主旨を明確に表示すること。

例：「当社の〇〇は、倉庫業法に基づくトランクルームではありません。」  
等

(23) ダイヤルサービス

ア ダイヤルQ2のほか各種のダイヤルサービスは内容を確認のうえ判断する。

(24) その他、表示について注意を要すること。

ア 割引価格の表示

割引価格を表示する場合、対象となる元の価格の根拠を明示すること。

例：「メーカー希望小売価格の30%引き」等

イ 比較広告（根拠となる資料が必要）

主張する内容が客観的に実証されていること。

ウ 無料で参加・体験できるもの

一部費用負担がある場合には、その旨明示すること。

例：「昼食代は実費負担です」「入会金が別途必要です」等

エ 責任の所在、内容及び目的が不明確な広告

広告主の法人格を明示し、法人名を明示する。また、広告主の所在地、連絡先の両方を明示する。連絡先については固定電話とし、携帯電話、PHSのみは認めない。また、法人格を有しない団体の場合には、責任の所在を明らかにするために、代表者名を明記する。

オ 肖像権・著作権

無断使用がないか、確認する。

カ 宝石の販売

虚偽の表現に注意する（公正取引委員会に確認の必要有り。）

例：「メーカー希望価格の50%引き」（宝石には通常、メーカー希望価格はない）等

キ 個人輸入代行業務の個人営業広告

ク アルコール飲料

未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示すること

例：「お酒は 20 歳を過ぎてから」等

飲酒を誘発するような表現の禁止

例：お酒を飲んでいるまたは飲もうとしている姿等

（個別の基準）

5 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する基準が必要な場合は、別途基準を作成することができる。

< 参考資料 >

○ 熊本県少年保護育成条例〔交通安全・青少年課〕

昭和 46 年条例第 30 号

第 3 章 規制

(業者等の自主規制)

第 6 条 興行、図書等又は広告物の内容が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該興行場を経営する者若しくは興行を主催する者(以下これらを「興行者」という。)又は当該図書等の販売、頒布、交換、貸付けその他これらに準ずる行為(以下「販売等」という。)を業とする者は少年に当該興行を観覧させ、又は当該図書等の販売等をしないように努め、当該広告物の広告主又は管理者は当該広告物を掲出しないように努めなければならない。

(1) 著しく性的感情を刺激し、又は性的被害を誘発し、少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの

(2) 著しく粗暴性又は残虐性を助長し、少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの

(3) 人の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼし、又は少年の犯罪を誘発し、少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの

2 がん具類等の形状、構造又は機能が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該がん具類等の販売等を業とする者は、少年に当該がん具類等の販売等をしないように努めなければならない。

(1) 人の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼし、又は少年の犯罪を誘発し、少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの

(2) 著しく性的感情を刺激し、又は射幸心を助長し、少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの

(昭 52 条例 12・全改、平 8 条例 50・一部改正)

(自動販売機による販売の自主規制)

第 6 条の 2 図書等又はがん具類等を自動販売機により販売する者は、図書等でその内容が前条第 1 項各号のいずれかに該当すると認められるもの又はがん具類等でその形状、構造若しくは機能が同条第 2 項各号のいずれかに該当すると認められるものを自動販売機により販売しないように努めなければならない。

2 衛生用品を自動販売機により販売する者は、少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるときは、自動販売機により衛生用品を販売しないように努めなければならない。

(昭 52 条例 12・追加)

(有害興行の観覧の禁止)

第 7 条 知事は、興行の内容の全部又は一部が第 6 条 第 1 項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該興行を少年に有害なものとして指定することができる。

2 知事は、前項の指定をしたときは、その旨を公示するとともに、すみやかに、当該興行者に通知しなければならない。

3 前項の通知を受けた興行者は、入場しようとする者の見やすい箇所に指定のあった旨を、規則の定めるところにより、当該興行を行う期間掲示しなければならない。

4 第 2 項の通知を受けた興行者は、第 1 項の指定のあった興行の内容を少年に観覧させてはならない。

(昭 52 条例 12・一部改正)

(深夜興行等への立入禁止等)

第 8 条 興行者又は設備を設けて客に遊技若しくはスポーツを行わせる営業で規則で定めるものを営む者(以下「興行者等」という。)は、午後 11 時から翌日の午前 5 時までの間(以下「深夜」という。)において、当該営業の場所に少年を立ち入らせてはならない。

2 興行者等は、深夜に営業を営む場合は、入場しようとする者の見やすい箇所に、規則の定めるところにより、少年の立入りを禁ずる旨を掲示しなければならない。

3 興行者等は、当該営業の場所への客の出入りを管理する者を当該場所に置かなければならない。

(昭 52 条例 12・昭 60 条例 15・平 4 条例 17・平 8 条例 50・一部改正)

(有害図書等の販売等の禁止)

第 9 条 知事は、図書等の内容の全部又は一部が第 6 条 第 1 項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書等を少年に有害なものとして指定することができる。

2 知事は、前項の規定による指定をしたときは、その旨を公示するとともに、速やかに、関係者に通知しなければならない。

3 第 1 項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する図書等は、少年に有害な図書等として指定されたものとみなす。この場合においては、前項の規定は適用しない。

(1) 書籍若しくは雑誌又はシー・ディー・ロムその他電磁的方法による記録に係る記録媒体（以下この項において「シー・ディー・ロム等」という。）で、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態若しくは性交若しくはこれに類する行為（以下この項において「卑わいな姿勢等」という。）を撮影し、若しくは描写した写真若しくは図画で規則で定めるものを掲載する紙面が 20 紙面以上若しくは総紙面の 10 分の 1 以上を占めるもの又は卑わいな姿態等を描写した場面で規則で定めるものが 20 場面以上若しくは総場面の 10 分の 1 以上を占めるもの

(2) ビデオテープ、ビデオディスク又はシー・ディー・ロム等で、卑わいな姿態等を描写した場面で規則で定めるものの時間が合わせて 3 分を超えるもの又はビデオテープ、ビデオディスク若しくはシー・ディー・ロム等の製作若しくは販売を行う者で構成する団体が知事が指定するものが審査し、少年の視聴を不相当としたもの

(3) 図書等でその表紙又は包装箱その他包装の用に供された物に卑わいな姿態等を撮影し、又は描写した写真又は図画で規則で定めるものを掲載しているもの

4 図書等の販売等を業とする者は、少年に、第 2 項の規定による公示に係る図書等及び前項に規定する図書等（以下これらを「有害図書等」という。）の販売等をしてはならない。

（昭 52 条例 12・昭 60 条例 15・平 8 条例 50・一部改正）

（有害図書等の陳列方法等）

第 9 条の 2 図書等の販売等を業とする者は、有害図書等を陳列するときは、次に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 成人向けコーナーを設けるなどにより、有害図書等を他の図書等と区分して店内の容易に監視できる場所に置き、かつ、有害図書等を少年の目に触れさせない措置

(2) 少年の購入及び借受けを禁ずる旨を有害図書等を陳列する場所に掲示する措置

2 知事は、前項の規定に違反している者に対し、期限を定めて、その状態を除去するために必要な限度において、有害図書等の陳列の場所を変更し、若しくはその

陳列の方法を改善し、又は前項第2号の措置をとるべき旨を勧告することができる。

3 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

4 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、意見の聴取を行わなければならない。

(昭60条例15・追加、平8条例50・一部改正)

(有害がん具類等の販売等及び所持の禁止)

第10条 知事は、がん具類等の形状、構造又は機能が第6条第2項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該がん具類等を少年に有害なものとして指定することができる。

2 知事は、前項の規定による指定をしたときは、その旨を公示するとともに、速やかに、関係者に通知しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、性的興味をそそることを目的として、性行為又は性を題材として製作されたがん具類等で規則で定めるものは、少年に有害ながん具類等として指定されたものとみなす。この場合においては、前項の規定は適用しない。

4 がん具類等の販売を業とする者は、少年に、第2項の規定による公示に係るがん具類等及び前項に規定するがん具類等(以下これらを「有害がん具類等」という。)の販売等をしてはならない。

5 保護者は、その監護にかかる少年に、有害がん具類等を所持させてはならない。

(昭52条例12・昭60条例15・平8条例50・一部改正)

(有害広告物の制限)

第11条 知事は、広告物の内容が第6条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該広告物を少年に有害なものとして指定することができる。

2 知事は、前項の指定をしたときは、当該広告物の広告主又は広告物の管理者に対して、その旨を通知するとともに、当該広告物の内容の変更その他必要な指示をすることができる。

3 知事は、前項の指示を受けた広告物の広告主又は広告物の管理者がその指示に従わないときは、当該広告物の内容の変更又は撤去その他必要な措置を命ずることができる。

(昭 52 条例 12・全改)

(有害薬品類等の制限)

第 12 条 何人も、少年が薬品類等を不健全に使用することを知って、少年にこれを譲渡し、若しくは所持させ、又は少年に薬品類等を不健全に使用させてはならない。

(自動販売機による図書等の販売の届出等)

第 12 条の 2 図書等を自動販売機により販売しようとする者は、当該自動販売機ごとに、規則で定めるところにより、あらかじめ知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、規則で定める事項を、その届出に係る自動販売機の見やすい箇所に表示しなければならない。次項の規定による変更の届出をしたときも同様とする。

3 第 1 項の規定による届出をした者は、規則で定める事項に変更があったとき、又は規則で定める販売を廃止したときは、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

(昭 60 条例 15・全改、平 8 条例 50・一部改正)

(自動販売機への収納禁止等)

第 12 条の 3 図書等又はがん具類等を自動販売機により販売する者(以下この条において「販売業者」という。)は、当該自動販売機に有害図書等又は有害がん具類等を収納してはならない。ただし、法令の規定により、少年を立ち入らせることが禁止されている場所(以下「少年立入禁止場所」という。)に設置されている自動販売機については、この限りでない。

2 販売業者は、当該自動販売機に収納されている図書等又はがん具類等が第 9 条第 2 項又は第 10 条第 2 項の規定により公示されたときは、直ちに、当該公示された図書等又はがん具類等を当該自動販売機から撤去しなければならない。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

3 知事は、販売業者が、前 2 項の規定に違反して有害図書等又は有害がん具類等を自動販売機に収納しているときは、当該販売業者に対し、当該有害図書等又は当該有害がん具類等の撤去を命ずることができる。

4 前項の規定により有害図書等又は有害がん具類等の自動販売機からの撤去を命ぜられた販売業者が、その命令の措置期限の日の翌日から起算して6月以内に再び第1項又は第2項の規定に違反して有害図書等又は有害がん具類等を当該自動販売機に収納した場合において、知事は、当該販売業者に対し、6月を超えない範囲内で期間を定めて当該自動販売機による営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

5 前項の規定により自動販売機による営業の停止を命ぜられた販売業者が、その命令の措置期限の日の翌日から起算して6月以内に再び第1項又は第2項の規定に違反して有害図書等又は有害がん具類等を当該自動販売機に収納した場合において、知事は、当該販売業者が、更に反復して第1項又は第2項の規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該販売業者に対し、当該自動販売機の撤去を命ずることができる。

(昭60条例15・追加、平8条例50・平15条例20・一部改正)

(衛生用品の自動販売機による販売の制限)

第12条の4 知事は、自動販売機による衛生用品の販売が少年の健全な育成を著しく阻害すると認めるときは、当該衛生用品を自動販売機により販売する者に対して、当該衛生用品の撤去その他必要な指示をすることができる。

2 知事は、前項の指示を受けた衛生用品を自動販売機により販売する者がその指示に従わないときは、当該衛生用品の撤去その他必要な措置を命ずることができる。

(昭52条例12・追加、昭60条例15・一部改正)

(自動販売機による利用カード販売の届出等)

第12条の5 利用カードを自動販売機により販売しようとする者は、販売を開始する日の10日前までに、当該自動販売機ごとに、熊本県公安委員会規則(以下この条において「公安委員会規則」という。)で定めるところにより、熊本県公安委員会(以下この条及び第12条の10において「公安委員会」という。)に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、公安委員会規則で定める事項を、その届出に係る自動販売機の見やすい箇所に表示しなければならない。次項の規定による変更の届出をしたときも同様とする。

3 第 1 項の規定による届出をした者は、公安委員会規則で定める事項に変更があったとき、又はその届出に係る販売を廃止したときは、当該変更又は廃止の日から 10 日以内に、公安委員会規則で定めるところにより、その旨を公安委員会に届け出なければならない。

(平 13 条例 58・全改)

#### 第 12 条の 6 削除

(平 13 条例 58)

(広告及び宣伝の禁止)

第 12 条の 7 何人も、少年の健全な育成に資する環境を保持するため、テレホンクラブ等営業に係る広告及び宣伝に関し、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、テレホンクラブ等営業を営む者については、この限りでない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下この条において「法」という。)第 31 条の 13 第 1 項及び法第 31 条の 18 第 1 項において準用する法第 28 条第 5 項第 1 号の規定により広告又は宣伝が規制される区域及び地域(以下この条において「広告制限区域等」という。)において、テレホンクラブ等営業に係る広告物(利用カードを販売するための自動販売機の設置場所を表示するものを含む。)を掲出し、又は表示すること。ただし、法第 31 条の 12 第 1 項の規定による届出書を提出した者の当該テレホンクラブ等営業所の外周及び内部において掲出し、又は表示する広告物については、この限りでない。

(2) 広告制限区域等において、ビラ等(テレホンクラブ等営業及び利用カード販売に係るビラ、パンフレット又はこれらに類する広告若しくは宣伝の用に供される文書図画のうち広告物を除いたものをいう。以下この条において同じ。)を頒布すること。ただし、法第 31 条の 12 第 1 項の規定による届出書を提出した者の当該テレホンクラブ等営業所の内部において頒布するビラ等については、この限りでない。

(3) 広告制限区域等以外の地域において、ビラ等を少年に頒布すること。

(4) 前号に掲げるもののほか、広告制限区域等以外の地域において、少年の手に渡らないことが明らかである場合を除き、ビラ等を直接人に交付する方法以外の方法で頒布すること。ただし、法第 31 条の 12 第 1 項の規定による届出書を提出した者の当該テレホンクラブ等営業所の内部において頒布するビラ等については、この限りでない。

(平 13 条例 58・全改)

(少年に対する利用カードの販売等の禁止)

第12条の8 何人も、少年に利用カードの販売等をしてはならない。

(平8条例50・追加)

(自動販売機への利用カードの収納禁止)

第12条の9 何人も、少年立入禁止場所を除き、販売を目的として自動販売機に利用カードを収納してはならない。

(平8条例50・追加)

(違反広告物の除却命令等)

第12条の10 公安委員会は、第12条の7の規定に違反した広告物又はビラ等を掲出し、若しくは表示し、又は頒布した者に対し、当該広告物又はビラ等の除却その他必要な措置を命ずることができる。

2 公安委員会は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物又はビラ等を掲出し、若しくは表示し、又は頒布した者を過失がなくて確知することができないときは、これらの措置を警察官に行わせることができる。

3 公安委員会は、第12条の7第1号の規定に違反した広告物がはり紙であるときは、その違反に係るはり紙を警察官に除却させることができる。

4 公安委員会は、第12条の7第1号の規定に違反した広告物がはり札又は立看板であるときは、その違反に係るはり札又は立看板を警察官に除却させることができる。ただし、そのはり札又は立看板が掲出され、又は表示されてから相当の期間を経過し、かつ、管理されずに放置されていることが明らかであると認められるときに限る。

5 公安委員会は、第12条の7第2号又は第4号の規定に違反したビラ等が、不特定又は多数の者によって自由に持ち帰られるような状態で配置されたものであるときは、当該違反に係るビラ等を警察官に除却させることができる。

6 警察官は、第12条の7の規定に違反する行為が現に行われているときは、当該行為をしている者に対し、当該行為を中止すること、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な事項を命ずることができる。

7 第2項から前項までの規定により除却その他必要な措置及び中止命令を行う警察官は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(平8条例50・追加、平13条例58・一部改正)

(みだらな性行為及びわいせつ行為の禁止)

第 13 条 何人も、少年に対し、みだらな性行為又はわいせつ行為をしてはならない。

2 何人も、少年に対し、前項の行為を教え、又は見せてはならない。

(場所の提供及び周旋の禁止)

第 14 条 何人も、次の各号に掲げる行為が少年に対してなされ、又は少年がこれらの行為を行うことを知って、場所の提供又はその周旋をしてはならない。

(1) みだらな性行為又はわいせつ行為

(2) 飲酒又は喫煙

(3) 大麻、麻薬又は覚せい剤の使用

(4) 薬品類等の不健全な使用

(昭 52 条例 12・全改)

(旅館業者等の届出)

第 15 条 旅館業法(昭和 23 年法律第 138 号)第 2 条第 1 項に規定する旅館業を営む者及びアパート若しくは貸間を業として営む者又はこれらの管理者は、その管理する施設を使用する少年が暴行、いん行、わいせつ行為その他法令に違反する行為をし、若しくはその被害を受け、又は薬品類等の不健全な使用をしていると認めるときは、速やかに、保護者に通知し、又は警察官に届け出なければならない。

(平 8 条例 50・一部改正)

(質受け、買受け等及び金銭貸付けの制限)

第 16 条 質屋営業法(昭和 25 年法律第 158 号)第 1 条第 2 項に規定する質屋は、正当な理由がある場合のほか、少年から同条第 1 項に規定する物品を質にとってはない。

2 古物営業法(昭和 24 年法律第 108 号)第 2 条第 3 項に規定する古物商は、同条第 1 項に規定する古物を少年から買い受け、若しくは委託を受けて販売し、又は少年と交換してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 保護者の同意を得、又は委託を受けた場合

(2) 少年が業として物品を売却する場合

(3) その他正当な理由があると認められる場合

3 貸金業の規制等に関する法律(昭和 58 年法律第 32 号)第 2 条第 2 項に規定する貸金業者は、少年に金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介(手形の割引、

売渡担保その他これらに類する方法によってする金銭の交付又は当該方法によってする金銭の授受の媒介を含む。)をしてはならない。ただし、保護者の委託を受け、又は同意を得たことが明らかな場合は、この限りでない。

(昭52条例12・昭59条例7・平7条例62・平17条例23・一部改正)

(入れ墨の禁止)

第17条 何人も、正当な理由がある場合のほか、少年に対し、入れ墨を施し、受けさせ、又は周旋してはならない。

(平8条例50・一部改正)

(深夜外出の制限)

第18条 保護者は、特別の事情がある場合のほか、深夜に少年を外出させないよう努めなければならない。

2 何人も、保護者の囑託を受け、又はその承諾を得ないで、深夜に少年を同行して外出してはならない。ただし、正当な理由がある場合は、この限りでない。

(昭52条例12・一部改正)

(立入調査)

第19条 知事の指定する職員又は警察官は、この条例を実施するため必要があると認めるときは、営業時間内に興行場その他の営業所内に立入調査を行い、又は関係者に質問し、若しくは資料の提出を求めることができる。

2 前項の規定による立入調査は、必要最少限度に行うべきであって、関係者の正常な業務を妨げるようなことがあってはならない。

3 第1項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(昭52条例12・平8条例50・一部改正)

## 不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）

(不当な表示の禁止)

第四条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号に掲げる表示をしてはならない。

一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と競争

関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示

二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と競争関係にある他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるため、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示

三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であって、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認めて公正取引委員会が指定するもの

## 薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）

### 第 8 章 医薬品等の広告

（誇大広告等）

第 66 条 何人も、医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の名称、製造方法、効能、効果又は性能に関して、明示的であると暗示的であるとを問わず、虚偽又は誇大な記事を広告し、記述し、又は流布してはならない。

2 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の効能、効果又は性能について、医師その他の者がこれを保証したものと誤解されるおそれがある記事を広告し、記述し、又は流布することは、前項に該当するものとする。

3 何人も、医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器に関して墮胎を暗示し、又はわいせつにわたる文書又は図画を用いてはならない。

## 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

（平成三年五月十五日法律第七十七号）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 暴力的不法行為等 別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。

- 二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- 三 指定暴力団 次条の規定により指定された暴力団をいう。
- 四 指定暴力団連合 第四条の規定により指定された暴力団をいう。
- 五 指定暴力団等 指定暴力団又は指定暴力団連合をいう。
- 六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- 七 暴力的要求行為 第九条の規定に違反する行為をいう。
- 八 準暴力的要求行為 一の指定暴力団等の暴力団員以外の者が当該指定暴力団等又はその第九条に規定する系列上位指定暴力団等の威力を示して同条各号に掲げる行為をすることをいう。